

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<法務>

登記を忘れていませんか

注

役員の任期満了

代表者の住所変更

新規事業を開始

放っておくと・・・((+_+))

※内容のご質問等については、TEL 0258-32-3387 担当 長谷川 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●約4年ぶりとなる対面セミナー形式にて開催

令和5年6月中旬頃 時間:未定

内容『人材育成で会社を守る』講師:(株)エム・エスオフィス様

会社が成長できる鍵は人材育成です！大切な会社を守るため……ぜひ、ご参加ください！

●無料相談会●同時期に開催予定、専門家が経営/労務/相続/遺言/法務のご相談を承ります。

注

会社、各種法人の根拠法には会社、各種法人の登記すべき事項を定めている条項があります。

例えば、会社法第911条以降には株式会社や合同会社支配人の登記等、様々な登記事項が挙げられていますし、宗教法人法第52条には宗教法人の登記すべき事項が定められています。

その他の法人（医療法人、学校法人等々）も根拠法には登記すべき事項が定められています。

なぜ登記が必要なのでしょう

会社、法人は「登記をすることによって成立する」とされていますので、設立の登記は必ずすることになります。設立後に会社、法人の登記事項に変更が生じたときは、変更が生じたときから2週間以内に変更の登記を申請しなくてはなりません。

これは取引の相手となる第三者に会社、法人の状況を確認してもらうためです。

会社、法人と何かの契約をしようとする相手は会社、法人の登記の状態を確認するとその会社、法人の規模や役員構成、事業目的等を確認することができます。

ところが、登記事項に変更が生じたのにその変更登記がなされると取引相手が不測の損害を被ることになりかねませんし、任期があるはずの役員変更登記を怠っていると、「この会社は管理が出来ていない」と思われてしまうことにもなりかねません。

逆に1年あるいは2年ごとにきちんと変更登記がなされている会社は相手の信用を得ることができます。

変更登記を怠る・忘れていた等の場合はどうなりますか

変更登記を懈怠していると裁判所から過料（数万円程）の処分を受けることもあります。

十分注意してください。

よくあるのは、

- ・役員はずっと同じ人なので役員変更登記をしていない。
- ・役員が住所が変更になったのに住所変更登記をしていない。
- ・新しい事業を始めてみたが事業目的の登記を変更していない、などです。

各種変更登記には議事録を作成する必要があるなどパターンは色々です。

お困りの場合は司法書士にご相談ください。